横浜市資源集団回収要綱

制 定 平成25年4月1日 資業第5452号最近改正 令和7年4月1日資業第3209号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源集団回収登録団体(以下「登録団体」という。)と回収業者が契約を締結して実施する資源集団回収(以下「資源集団回収」という。)の登録に関する手続き及び奨励金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(回収業者の登録)

第2条 資源集団回収を実施しようとする回収業者は、市長の登録を受けなければ ならない。

(回収業者の登録申請)

- 第3条 前条の登録を受けようとする回収業者は、横浜市資源集団回収オンラインシステム(以下「システム」という。)又は書面により、次の各号に掲げる書類を市長に提出(システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じシステムにより申請を行うことを指す。)しなければならない。
 - (1)回収業者登録申請書(第1号様式)
 - (2)納税調査に関する同意書(第2号様式)
 - (3)役員等氏名一覧表(第6号様式)
 - (4) 法人にあっては、履歴事項全部証明書
 - (5) 代表者及び役員の住民票
 - (6) 登録団体と資源集団回収に関する契約を締結または予定していることが確認できる書類

(回収業者の登録要件)

- 第4条 回収業者の登録要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)登録団体と資源集団回収に関する契約を締結または予定していること。
 - (2)過去に、持ち去りを行ったものでないこと。また、持ち去りに関与した者 が、代表者又は役員として在籍していないこと。
 - (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。

- (4) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)でないこと。
- (5) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がないこと。
- (6) その他の団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (7) 横浜市との契約における不正行為等により登録抹消等の処分を受けていないこと。また、不正行為等に関与した者が、代表者又は役員として在籍していないこと。
- (8) 横浜市税(個人市民税(特別徴収分・普通徴収分)、法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、事業所税、軽自動車税)を滞納していないこと。

(登録票の交付)

- 第5条 市長は、第3条各号に規定する書類を提出した回収業者が、第4条の登録 要件を満たすときは、登録を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する登録を受けた回収業者(以下「登録業者」という。) に、登録票を交付するものとする。

(車両の登録申請)

- 第6条 資源集団回収において車両を使用する登録業者は、次の各号に掲げる書類 を市長に提出しなければならない。
 - (1) 車両登録申請書(第7号様式)
 - (2) 車検証の写し
 - (3) 前号に掲げる車検証が電子化されたものである場合は、自動車検査証記録事項の写し

(車両登録票の交付)

第7条 市長は、登録業者から、前条各号に規定する書類を受理したときは、車両 登録票を申請者に交付するものとする。

(車両登録票の紛失)

- 第8条 登録業者は、前条に規定する車両登録票を紛失したときは、車両登録票紛 失届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 登録業者は、車両登録票を紛失した車両を引き続き使用する場合は、車両登録 票再交付申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第9条 登録業者は、登録した事項に変更があったときは、業者登録事項変更届出書(第10号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。なお、登録事項のうち、業者名、代表者職氏名、住所に変更があった場合は、第3条第2号及び第4号に規定する書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 登録業者は、役員等に変更があったときは、役員等届出事項変更届出書(第11 号様式)及び第3条第5号に規定する書類を速やかに市長に提出しなければなら ない。
- 3 第3条第6号に規定する証明書類の変更については、第18条に規定する回収伝票及び回収量を証する書類の提出をもって、それに代えることができる。
- 4 登録業者は、自ら登録の取消しを受けようとするときは、業者及び車両登録取 消届出書(第12号様式)に、第5条第2項に規定する登録票及び第7条に規定す る車両登録票を添付して市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第10条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するとき、登録を取り消す ことができるものとする。
 - (1)条例第25条の4第3項の規定により禁止命令を受けたとき、又は他都市において持ち去りを行ったとき。
 - (2) 第18条に規定する奨励金の申請において、回収量の虚偽申告を行ったとき。
 - (3) 第4条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。
 - (4) 横浜市との契約における不正行為等により登録抹消等の処分を受けたとき。
 - (5) 第13条第3項の規定により禁止する併せ積みを行い、市長から併せ積みを行わないよう警告を受けたにもかかわらず、再度併せ積みを行ったとき。
 - (6) 横浜市税(個人市民税(特別徴収分・普通徴収分)、法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、事業所税、軽自動車税)を滞納していることが判明し、市長から督促を受けたにもかかわらず、納税がなされなかったとき。
 - (7) 市長が求める書類の提出に応じなかったとき。
 - (8)他の登録業者へ回収を引き継ぐことなく登録団体との契約を解除したとき。
- 2 登録業者は、前項に規定する登録の取消しを受けたときは、第5条第2項に規 定する登録票及び第7条に規定する車両登録票を市長に返還しなければならな い。
- 3 第1項第1号及び第2号に該当することにより登録の取消しを受けた登録業者は、再度第3条に規定する登録申請を行うことができないものとする。
- 4 第1項第3号から第7号に該当することにより登録の取消しを受けた登録業者は、取消し事由が是正されたことを市長が認めた場合又は処分が解除されるまでの間、再度第3条に規定する登録申請を行うことができないものとする。
- 5 第1項第8号に該当することにより登録の取消しを受けた登録業者は、登録の 取消しを受けた時から24か月の間、再度第3条に規定する登録申請を行うことが できないものとする。

(登録要件にかかる調査等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、登録要件にかかる調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する調査を行うにあたり、登録業者に対し、必要な書類等 の提出を求めることができる。

(回収資源物)

- 第12条 資源集団回収における資源物(以下「回収資源物」という。)は、条例第 2条第2項第3号に規定する資源物(横浜市内の家庭から排出されるものに限 る。)とする。
- 2 前項に規定する回収資源物の品目は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 紙類
 - ア 新聞
 - イ 雑誌・その他の紙
 - ウ 段ボール
 - エ 紙パック
- (2) 布類
- (3) 金属類
 - ア 食料用・飲料用アルミ缶
 - イ 食料用・飲料用スチール缶
- (4) びん類

(資源集団回収の実施要件)

- 第13条 登録団体及び登録業者は、回収日時、回収場所、回収資源物について、あらかじめ、取り決めるものとする。なお、回収場所について、家庭ごみ集積所を使用する場合は、行政回収の廃棄物と混同しないよう配慮し、調整を行い、資源集団回収であることを明示するものとする。
- 2 登録業者は、前条に掲げる回収資源物のうち、いずれか1つ以上を回収するものとし、このうち、紙類を回収する場合は、紙類すべての品目及び布類を回収するものとする。
- 3 登録業者は、回収資源物の回収から計量までの間において、回収資源物とその 他の廃棄物又は資源物と併せ積みを行ってはならない。
- 4 登録業者は、車両を用いて資源集団回収を行うにあたり、車両登録票を備えつけておくものとする。
- 5 登録業者は、資源集団回収を行うにあたり、第13号様式に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を登録車両の両側面に表示するものとする。
- (1) 資源集団回収の回収に供する車両であること
- (2) 資源集団回収登録番号
- (3)登録業者名
- 6 登録団体及び登録業者は、地域への資源集団回収の実施内容について周知及び 広報を行うものとする。
- 7 登録団体は、可能な限り回収に立会いを行い、登録団体の責任で回収場所の維 持管理を行うものとする。

- 8 登録団体は、災害、荒天、その他回収が困難な状況が発生したときは、回収資 源物の排出を控えるよう努めなければならない。
- 9 登録業者は、災害、荒天、その他回収が困難な状況が発生したときは、回収の遅延を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 10 登録団体及び登録業者は、回収実施に関して問題が生じたときは、話し合いにより解決するものとする。

(回収物の確認)

- 第14条 登録団体及び登録業者は、横浜市資源集団回収伝票(第3号様式。以下「回収伝票」という。)に回収量その他必要な事項を記入し、回収物の確認を行うものとする。
- 2 登録団体及び登録業者は、市長から、回収場所ごとの概算回収量、排出世帯数 及び回収日程等について照会があったときは、回答しなければならない。

(搬入及び計量)

- 第15条 登録業者は、回収資源物のうち、紙類については、横浜市と協定を締結し、指定資源物問屋登録を受けたもの(以下「指定資源物問屋」という。)に、それ以外の品目については、その買い取りを行うもの(以下「問屋等」という。)に搬入し、計量を受けなければならない。
- 2 登録団体及び登録業者は、回収資源物について、市長が求めたときは、市が指定した施設において計量を行わなければならない。

(奨励金の交付対象となる登録団体)

第16条 奨励金の交付対象となる登録団体は、あらかじめ、横浜市廃棄物等の減量 化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「規則」という。)第2条の3に 規定する登録を受けたものとする。ただし、過去に回収量の虚偽申告による不正 を行ったものは、交付対象となる登録団体となることができない。

(奨励金の交付対象となる回収業者)

第17条 奨励金の交付対象となる回収業者は、あらかじめ、第5条に規定する登録 を受けたものとする。ただし、過去に回収量の虚偽申告による不正を行ったもの は、交付対象となる登録業者となることができない。

(奨励金の申請)

- 第18条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、実施した月ごとに資源集団回収実績を取りまとめ、横浜市資源集団回収登録団体奨励金交付申請書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)に、回収伝票(登録団体用A 資源循環局提出用)を添付のうえ、市長に申請するものとする。なお、登録業者がシステムにより申請を行う場合は、交付申請書及び回収伝票を横浜市資源集団回収伝票兼奨励金交付申請書(第14号様式)に代えることができる。ただし、自ら登録業者に搬入した登録団体は、次の各号の書類をあわせて提出するものとする。
 - (1)回収資源物のうち、紙類については、指定資源物問屋が発行した回収量を証する書類。ただし、紙類を指定資源物問屋以外に搬入することに、やむを得ない事情があると認められる場合は、問屋等が発行した回収量を証する書類
 - (2)回収資源物のうち、紙類以外の品目については、問屋等が発行した回収量を 証する書類
- 2 奨励金の交付を受けようとする登録業者は、実施した月ごとに資源集団回収実績をとりまとめ、横浜市資源集団回収登録業者奨励金交付申請書(第4号様式)に回収伝票(登録業者用A 資源循環局提出用)及び回収資源物のうち、紙類については、指定資源物問屋が、それ以外の品目については、問屋等が発行した回収量を証する書類を添付のうえ、市長に申請するものとする。登録団体が、資源物を自ら回収して登録業者に持ち込む場合は、当該登録業者は、当該登録団体に対して、回収量を証する書類を提出するものとする。
- 3 登録団体は、システムによる申請の場合は実施した月の翌月15日、書面による 提出の場合は実施した月の翌月20日、登録業者は、実施した月の翌月10日までに 奨励金の交付申請を行うものとする。

(奨励金の交付等)

- 第19条 市長は、前条の申請があったときは、申請書類に基づき内容を審査し、奨励金の交付を決定するものとする。
- 2 登録団体への奨励金の額は、回収資源物ごとの回収量1キログラムにつき3円 とする。
- 3 登録業者への奨励金の額は、別表1により月ごとに第12条各号に定める回収資源物ごとに算出した回収量1キログラム当たりの額(以下「奨励金単価」という。) に、当該回収資源物の回収量をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とする。
- 4 登録団体が登録外の回収業者と契約を行い、回収を実施した場合は、その回収 が適正なものであり、かつ、登録団体の責めによらない理由があると本市が認め たときは、奨励金を交付することができる。
- 5 奨励金は、登録団体及び登録業者が指定する金融機関の口座に振り込むものと する。
- 6 登録団体及び登録業者は、申請期限までに必ず申請を行うものとし、市長は、 奨励金申請期限後に申請されたものには、原則として奨励金を交付しないものと する。

(奨励金の交付対象除外)

- 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、奨励金の交付対象から除外 するものとする。
 - (1)登録団体及び登録業者について、最後に奨励金の申請を行った時点から、市長への連絡なしに、2年間申請がないとき。
 - (2) 第13条第3項に該当するとき。
 - (3) 自然災害等のやむを得ない事情により、市長が回収を行ったとき。
 - (4) 第12条に規定する品目以外の排出物(以下「その他の排出物」という。)を 起因とする火災で、回収資源物が焼失したとき。ただし、排出者を特定してい る、または登録業者の責が明らかなときに限る。

(奨励金の返環)

- 第21条 奨励金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部又は一部について返還しなければならない。
 - (1)条例第25条の4第3項の規定により禁止命令を受けたとき。
 - (2) 回収量の虚偽申告等の奨励金申請に係る不正行為を行ったとき。
 - (3) 第10条第3号に該当するとき。
 - (4) 第13条第3項に該当するとき。

(警察本部への照会)

第22条 市長は、回収業者が登録を受けようとするとき、その他市長が必要と認めたときは、第4条第3号から第6号までのいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。

(その他の排出物を起因とする火災における奨励金の取扱い)

- 第23条 その他の排出物を排出されたことによる火災で、回収資源物が焼失し、尚且つ、次の各号に該当するとき、市長は内容を審査し、奨励金の交付を決定する ものとする。
 - (1) 排出者を特定できないとき。
 - (2)登録業者が回収時に、異物の確認を十分に行い、登録業者に責がないと認められるとき。
- 2 前項で交付対象となった場合、火災発生日の回収量は次の各号のいずれかで決定するものとする。
- (1)確定している直近1か月の当該登録業者及び登録団体の回収量を、回収日数で平均した数量。
- (2) 前号で算出できない場合、本市と登録団体及び登録業者で協議のうえ決定する数量。

(その他)

第24条 この要綱の実施について必要な事項は、資源循環局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(廃止)

2 横浜市資源集団回収実施団体奨励金交付要綱(平成元年6月29日環業第一第36号。)及び横浜市資源集団回収回収業者奨励金交付要綱(平成6年4月12日環減第8号。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際現に廃止前の横浜市資源集団回収回収業者奨励金交付要綱 (平成6年4月12日環減第8号。)に規定する市長の登録を受けているもの は、この要綱に基づく登録を受けたものとみなす。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(適用実施月)

2 改正後の別表1の規定は、令和元年10月実施分から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

(適用実施月)

- 2 改正後の別表1の規定は、令和2年2月実施分から適用する。
- 3 第13条第2項について、本要綱の施行前に締結された契約については適用しない。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 (様式の廃止)
- 2 横浜市資源集団回収 登録団体持ち込み確認書(第5号様式)は、廃止とする。

	紙類	布類	金属類	びん類
奨励金単	(基準価格-	現況価格)×本市	 負担割合	
価の算出		0. 1円単位で算		立を切上げ
式		、紙類については		
		単位で切り上げる。		н ш э .Э° (л. Ж
	労工仏不禰とり	半位 くめり上げる。) ·	
	※ 紙類奨励金単		A ledel A	
		-現況価格)×本市		
	·	る場合の奨励金単価に		
	2.46円となる	る場合の奨励金単価は	は2.50円	
	かお、紙箱・布	類については実施丿	日の古沢価枚が0日	コた下回った担合
		りいでは美麗 <i>)</i> の市況価格との差		
		の用犯価格との左	領色が現る生活の	光 伽金 早間 に加え
	る。	1 田光片1 十7 (1年投入の光炉の
		1円単位とする()		
	絶対個を昇出し、 	その値の小数第2	位を切上ける。)	0
基準価格	11.6円			
- 一	, .		T	T
市況価格	日本経済新聞	資源新報社	本市の資源物	資源新報社
	「古紙回収問屋	「資源新報」の	売却単価(スチ	「資源新報」の
	買値東京欄」の	「再生原料相	ール缶プレス)	「再生原料相
	毎月第1週の木	場」の毎月第1	の毎月の売却単	場」の毎月第1
	曜日の価格	週の木曜日の古	価とする。	週の木曜日の硝
	((高値+安	繊維の価格		子原料・白くず
	値) ÷2) とす	((高値+安		の価格((高値
	る。	値) ÷ 2) とす		+安値) ÷ 2)
	30	る。		とする。
現況価格	実施月ごとの新	市況価格(市況価格	<u>L</u>	<u> </u>
)		る。)に準ずる(
	ルの市況価格(市		四日120,1 30,11 12	
	況価格が0円を下			
	回った場合は0円			
	とする。)を、前年			
	1年間の集団回収			
	実績の品目構成割			
	合に応じて按分し			
	た価格(価格は小			
	数点第1位とし、			
	第2位以下は四捨			
	五入)			
 	5割			
横浜市負		投入銀河無物の子	ᄯᄾᄜᅭᇫᆝᄱᄜᅀᅆ	より生し ナフート
担割合	(ににし、基準価	格と現況価格の差	かる円以上の場合(よび刮とする。)

回収業者登録申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

(フリガナ) 業者名 住 所代表者職氏名 電話番号

横浜市資源集団回収要綱第3条の規定により、資源集団回収を実施する回収業者としての登録を受けたいので、次のとおり申請します。

また、要綱第4条第3号から第6号に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

1 代表者職情報

2 奨励金振込口座情報

金融機関名			
支店	支店コード	5	支店名
文			
口座番号	預金種	損(該当する方を○で	普通・当座
	囲んて	ください。)	日世・日庄
口座名義フリガナ			
口 座 名 義			

(注意) 口座名義に業者名若しくは代表者名又はその両方が入った振込口座を記入してください。

登録番号			

(注意) この欄は、記入しないでください。

(A4)

納税調査に関する同意書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

(フリガナ) 業者名

住 (フリガナ) 代表者職氏名

電話番号

通知等送付先

(注意) 通知等送付先は、横浜市市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が上記住所と異なる場合に、ご記入ください。

横浜市資源集団回収要綱第3条の規定により、横浜市税のうち、次の税目の課税状況及び納税状況 について、貴市が関係公簿を調査することに同意します。

1 届出業者

|--|

2 業者情報

计 1 の担 人	法人番号	
法人の場合	本社所在地	
畑「女ける坦く	代表者生年月日	
個人商店の場合	代表者住所	

3 調査に同意する税目

- 1 市民税(特別徴収分)
- 2 市民税(普通徴収分)
- 3 法人市民税
- 4 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 5 固定資産税(償却資産)
- 6 事業所税
- 7 軽自動車税

横浜市資源集団回収伝票(登録団体用A 資源循環局提出用)

年 月 日実施分

引取り・持ち込み

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

	品名	数量	備考
	新聞	kg	
紙	ダ ン ボ ー ル	kg	
類	雑誌・その他の紙	kg	
	紙パック	kg	
有	類	kg	
金	食 料 用 ・ 飲 料 用 ア ル ミ 缶	kg	
金属類	食 料 用 ・ 飲 料 用 ス チ ー ル 缶	kg	
~ 10	回収びん	本	
びん類	※ 回 収 び ん	kg	
规	雑びん・カレット	kg	_
<u>{</u>	à	kg	

		団体登録	录番	号		
		_				
·		団体	名			
						確認欄
		業者登録	禄番	号		
		_				
		業者	名		•	•
						確認欄
	回収方法	ė.				

(該当するほうを○で囲む)

※回収びんは、1本あたり0.5kg に換算し、kg 単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票(登録団体用 B 登録団体控)

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

	品名	数量	備考
	新聞	kg	
紙	ダンボール	kg	
類	雑誌・その他の紙	kg	
	紙 パ ッ ク	kg	
才	類	kg	
金	食 料 用 · 飲 料 用 ア ル ミ 缶	kg	
金属類	食料用・飲料用 ス チ ー ル 缶	kg	
10	回収びん	本	
びん類	※ 回 収 び ん	kg	
为只	雑びん・カレット	kg	
É	計	kg	-

		団体登録	录番	号			
		_					
		団体	名			•	
							確認欄
		業者登録	录番	号			
		_					
		業者	名				
							確認欄
							<u> </u>
	回収方法	Ė		717	• ,.	1.4.	, , , , , ,
(該当す	(該当するほうを○で囲む)		51月	又り、	・狩り	ち込み	

※回収びんは、1 本あたり 0.5kg に換算し、kg 単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票(登録業者用A 資源循環局提出用)

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通 知書をもってお知らせします。

	品名	数量	備考
	新聞	kg	
紙	ダンボール	kg	
類	雑誌・その他の紙	kg	
	紙 パ ッ ク	kg	
有	類	kg	
金	食 料 用 · 飲 料 用 ア ル ミ 缶	kg	
金属類	食料用・飲料用 ス チ ー ル 缶	kg	
7.2	回収びん	本	
びん類	※ 回 収 び ん	kg	
枳	雑びん・カレット	kg	
<u></u>	<u></u>	kg	

	団体登録	录番-	号			
	_					
	団体	名				
						確認書
	業者登録	录番-				
	_					
	業者	·名				•
						確認書
回収方法			引耳	 支 り	• 持	ち込み

(該当するほうを○で囲む)

※回収びんは、1本あたり0.5kg に換算し、kg 単位で記入してください

横浜市資源集団回収伝票(登録業者用 B 登録業者控)

年 月 日実施分

※回収伝票は回収日ごとに作成してください

回収量については、問屋等が発行した回収量を証する書類に基づき修正することがあります。修正した場合は、支払通知書をもってお知らせします。

	品名	数量	備考
	新聞	kg	
紙	ダ ン ボ ー ル	kg	
類	雑誌・その他の紙	kg	
	紙パック	kg	
有	類	kg	
金属	食 料 用 ・ 飲 料 用 ア ル ミ 缶	kg	
金属類	食 料 用 ・ 飲 料 用 ス チ ー ル 缶	kg	
10	回収びん	本	
びん類	※ 回 収 び ん	kg	
规	雑びん・カレット	kg	_
É	à	kg	

	団体登録	禄番号		
	_			
	団体	名		
				確認欄
	業者登	禄番号		
	_			
1	業者	名	1	ı
				確認欄

回収方法	引取り・持ち込み
(該当するほうを○で囲む)	

※回収びんは、1本あたり 0.5kg に換算し、kg 単位で記入してください

横浜市資源集団回収 登録業者 奨励金交付申請書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

横浜市資源集団回収要綱に基づき、 年 月実施分の奨励金の交付を、別添の横浜市資源集団 回収伝票の回収量のとおり申請します。奨励金の振込先は当社の登録口座とします。

_	TO THE TAX STATE OF TAX STATE OF THE TAX STATE OF THE TAX STATE OF TAX ST		. , , , ,,, -	3.,0	J ~ 1,700 V		
	登録番号					登録業者名	
	住所	₹				代表者職氏名	

○提出する横浜市資源集団	団回収伝票の枚数

枚

(2部複写)

横浜市資源集団回収 登録団体 奨励金交付申請書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

横浜市資源集団回収要綱に基づき、 年 月実施分の奨励金の交付を、別添の横浜市資源集団 回収伝票の回収量のとおり申請します。奨励金の振込先は当団体の登録口座とします。

登録番号				団体名	
代表者氏名				代表者住所	\dashv

※上記内容が資源集団回収に登録している内容と異なる場合、奨励金は交付できません

○担山土っ	## 次十二十	次活件	파티코	广丽の	+4-*4
○提出する) (世代川)	頁(你果)	当凹収/	囚宗い	'仪剱

(資源循環局提出用)

(2部複写)

横浜市資源集団回収 登録団体 奨励金交付申請書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

横浜市資源集団回収要綱に基づき、 年 月実施分の奨励金の交付を、別添の横浜市資源集団 回収伝票の回収量のとおり申請します。奨励金の振込先は当団体の登録口座とします。

_						
	登録番号		ı		団体名	
	代表者氏名				代表者住所	〒

※上記内容が資源集団回収に登録している内容と異なる場合、奨励金は交付できません

○提出する横浜市資源集団回収伝票の枚数							
()提出する横浜再登渡集団団収長専の枚数	\sim	1 - 1 - 1	- I-Ha 3	_ L + V/A-> >	44 		- 11 101
	, ,	#P III	· 2 ++-/-	エッ グ	∕ H: I—III → I	11\to I \ . 1111	ハンナル ポル
		1477 (17)			# N111111	11 / 17 =	(/) / (/) / (/)

枚
枚

(登録団体保管用)

役員等氏名一覧表

年 月 日

(届出先) 横浜市長

(フリガナ) 業者名 住 所代表者職氏名 電話番号

横浜市資源集団回収要綱第3条の規定により、役員等氏名について、次のとおり届け出ます。

1 届出業者

|--|

2 役員等情報

年 月 日現在の役員

公口, 中央	rr b	II A D.L.I.	生年月日	A-=r
役職名	氏 名	氏名のカナ	(大正T,昭和S,平成H)	住所
代表者			T S H	
			T S H	

要綱第4条第3号から第6号に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

車両登録申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

(アリガナ)名 業 者 名 住 (アリガナ)名 代表者職氏名 電 話 番 号

横浜市資源集団回収要綱第6条の規定により、資源集団回収に使用する車両の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請業者

登録番号

2 車両情報

番	登録	番号票(ナンバー	プレート)の内容					登録者	番号票(プ	トンバーフ	プレート) の内容	
号	地域名	分類 番号	かな			番号	-		番号	地域名	分類 番号	かな	番号
例	横浜	50	h	9	9	_	9	9	9				
1						_			10				
2						_			11				
3						_			12				
4						_			13				
5						_			14				
6						_			15				
7						_			16				
8						—			17				_

- (注意) 1 資源集団回収で使用するすべての車両を記入してください。
 - 2 自動車検査証(車検証)の写しを添付してください。
 - 3 他の資源回収業者と共用で車両を使用する場合も、登録業者ごとに車両登録申請書を提出してください。

(A4)

車両登録票紛失届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

業者者名住 所(大表者職氏名電話番号

横浜市資源集団回収要綱第8条第1項の規定により、車両登録票を紛失した資源集団回収車両について、次のとおり届け出ます。

1 届出業者

登録番号		_		

2 車両情報

		אד חוני												
	番	登録番号票(ナンバープレート)の内容								番	登録看	番号票(プ	トンバーフ	プレート) の内容
	号	地域名	分類 番号	かな			番号			号	地域名	分類 番号	かな	番号
	例	横浜	50	h	9	9	_	9	9	9				
	1						_			10				
	2						_			11				
	3						_			12				
	4						_			13				
	5						_			14				
Ī	6						_			15				
Ī	7						_			16				
Ī	8						—			17				—

- (注意) 1 車両登録票を紛失した資源集団回収車両をすべて記入してください。
 - 2 後日、紛失した車両登録票が発見された場合は、速やかに返還してください。

(A4)

車両登録票再交付申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

業者者名住のの<l>のののののののののののののののののののののののののの

横浜市資源集団回収要綱第8条第2項の規定により、紛失した車両登録票の再交付について、次のとおり申請します。

1 申請業者

登録番号

2 車両情報

- 	門用水													
番	登録	登録番号票(ナンバープレート)の内容 番番号票(ナンバープレート)の内容									勺容			
号	地域名	分類 番号	かな			番号	-		号	地域名	分類 番号	かな	番号	
例	横浜	50	h	9	9	_	9	9	9				_	
1						_			10				_	
2						_			11				_	
3						_			12				_	
4						_			13				_	
5						_			14				_	
6						_			15					
7						_			16				-	
8									17				_	

業者登録事項変更届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

(マリガナ)名 (オース) 名 (大表者職氏名 電話番号

横浜市資源集団回収要綱第9条第1項の規定により、回収業者登録申請書の記載事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

1 届出業者

登録番号	
------	--

2 業者情報変更

2 不日用 秋夕		
項目	変更前	変更後
業者名		(フリガナ)
来 4 4		
代表者職氏名		(フリガナ)
八八八十八八		
住 所	⊣	₸
電話番号	電話番号	電話番号

(注意) 1 変更する項目のみ記入してください。

3 奨励金振込口座情報変更

項目	変更前	変更後
金融機関名		
支店コード		
支 店 名		
口座番号		
預金種目	普通・当座	普通・当座
月 並 俚 日	(該当する方を○で囲んでください。)	(該当する方を○で囲んでください。)
口座名義		
フリガナ		
口座名義		

(注意) 1 変更する項目のみ記入してください。

2 口座名義に業者名若しくは代表者名又はその両方が入った振込口座を記入してください。

役員等届出事項変更届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

業者名 住 所代表者職氏名 電話番号

横浜市資源集団回収要綱第9条第2項の規定により、役員等氏名一覧表の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)に変更があったので、次のとおり届け出ます。

1 届出業者

登録番号		_		

2 変更前の役員等情報

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	住所
代表者			T S H	
			T S H	

3 変更後の役員等情報

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	住所
代表者			T S H	
			T S H	

要綱第4条第3号から第6号に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

(A4)

業者及び車両登録取消届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

(フリガナ)名 (オース) (大表者職氏名 電話番号

横浜市資源集団回収要綱第9条第4項の規定により、業者及び車両登録の取消しを受けたいので、届け出ます。

1 届出業者

登録番号		_		

2 車両情報

番	登録	登録番号票(ナンバープレート)の内容					番	登録番号票(ナンバープレート)の			ト) の	内容				
号	地域名	分類 番号	かな			番号			毎 号	地域名	分類 番号	かな		番号	÷	
例	横浜	50	h	9	9		9	9	9					_		
1						_			10					_		
2						_			11					_		
3						—			12					_		
4						_			13					_		
5						_			14					_		
6						_			15					_		
7						_			16							
8						_	_		17					_		

(注意) 1 登録を受けた資源集団回収車両をすべて記入してください。

2 交付した車両登録票をすべて返還してください。

(A4)

横浜市資源回収登録業者

登録番号:

登録業者名:

(注意) 1 黒色で 90 ポイント以上の文字及び数字を用いて表示してください。

2 使用車両の前扉等の両側面に表示してください。

横浜市資源集団回収伝票 兼 奨励金交付申請書(資源循環局提出用)

年	月	回	収	分

 代表者 氏 名
 (代表者 ※署名の上、確認欄にレ点を入れてください。
 月

日

横浜市長

横浜市資源集団回収要綱に基づき、標記回収分の奨励金の交付を、以下の回収量のとおり申請します。 奨励金の振込先は当団体の登録口座とします。

回収事業者	(業者名	(

		紙	類			金属		びん	グ類	
回収日	新聞	ダンボール	雑誌 その他の紙	紙パック	布類	食料用・飲料用 アルミ缶	食料用・飲料用 スチール缶	びん ※1本あたり0.5kg換算	雑ぴん カレット	合計

はさみ等で上下を切り離し、こちらを回収月の翌月20日までに横浜市に提出してください。

(切り取り線)

横浜市資源集団回収伝票 兼 奨励金交付申請書(登録団体保管用)

団体名

横浜市長

横浜市資源集団回収要綱に基づき、標記回収分の奨励金の交付を、以下の回収量のとおり申請します。 奨励金の振込先は当団体の登録口座とします。

回収事業者(業者名()

		紙	類			金属		びん	万類	
回収日	新聞	ダンボール	雑誌 その他の紙	紙パック	布類	食料用・飲料用 アルミ缶	食料用・飲料用 スチール缶	びん ※1本あたり0.5kg換算	雑ぴん カレット	合計